

通達甲（交. 免本. 教）第12号

平成18年7月31日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

特定任意高齢者講習実施要綱の制定について

このたび、別添のとおり、特定任意高齢者講習実施要綱を制定し、平成18年8月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

最近における高齢の運転免許保有者の増加等を踏まえ、高齢者に対する運転者教育の充実及び利便性の向上を図る観点から、高齢の運転者に対する特定任意高齢者講習を行うことに伴い、新たに要綱を制定し、講習業務の円滑かつ適正な推進を図ろうとするものである。

第2 制定の要点

- 1 特定任意高齢者講習の講習実施者等を定めた。
- 2 講習指導員の資格及び要件を定めた。
- 3 特定任意高齢者講習の講習内容及び実施方法を定めた。

別添

特定任意高齢者講習実施要綱

第1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第2項に規定する講習で、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第2条第1項第1号及び第2号に定める講習の基準に適合するもの（以下「特定任意高齢者講習」という。）の実施について、必

要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

特定任意高齢者講習（以下「講習」という。）の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）、講習規則及び東京都道路交通規則（昭和46年東京都公安委員会規則第9号。以下「都規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 講習実施者 運転免許本部長（以下「免許本部長」という。）、島部警察署長及び東京都公安委員会から委託を受けて講習を行う者（以下「委託講習者」という。）をいう。
- 2 チャレンジ講習 コースにおいて自動車等の運転をすることにより、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについて公安委員会の確認を受けるものをいう。
- 3 簡易講習 講習規則第2条第1項第1号の表の1の項区分欄又は同条第1項第2号の表1の項に定める講習の基準に適合するものをいう。
- 4 シニア運転者講習 講習規則第2条第1項第1号の表の2の項の区分欄若しくは同条第1項第2号の表の2の項区分欄に定める講習（以下「シニア運転者2時間講習」という。）又は同条第1項第2号の表の3の項区分欄に定める講習（以下「シニア運転者3時間講習」という。）の基準に適合するものをいう。
- 5 座学講習 教本、視聴覚教材等を用い、道路交通の現状、交通事故の実態その他自動車等の運転に必要な知識について行う講義式の講習をいう。
- 6 実車講習 自動車等の運転、運転シミュレーターの操作等により、安全運転に必要な技能及び知識について診断及び指導を行う講習をいう。

第4 講習の対象者

更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者及び75歳以上の者のそれぞれ（小型特殊自動車免許のみの保有者を除く。）について、次の区分により講習を行うものとする。

- 1 70歳以上75歳未満の者

(1) 簡易講習

チャレンジ講習を受講し、講習規則別記様式第1号に規定する「チャレンジ講習受

講結果確認書」又はこれに準ずる書面の交付を受けた者（当該確認を受けた日から起算して6か月を経過しない者に限る。）を対象に行う講習で、講習規則第2条第1項第1号の表の1の項区分欄に定める講習の基準に適合するもの

(2) シニア運転者講習

前(1)に定める者以外の者を対象に行う講習で、講習規則第2条第1項第1号の表の2の項区分欄に定める講習の基準に適合するもの

2 75歳以上の者

(1) 簡易講習

法第101条の4第2項の規定により受けた認知機能検査(法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査をいう。以下同じ。)の結果について、府令第29条の3第1項の式により算出した数値が76以上である者であって、当該認知機能検査を受けた後、チャレンジ講習を受講し、チャレンジ講習受講結果確認書又はこれに準ずる書面の交付を受けたものを対象に行う講習で、講習規則第2条第1項第2号の表の1の項区分欄に定める講習の基準に適合するもの

(2) シニア運転者講習

前(1)に定める者以外の者を対象に行う講習で、講習規則第2条第1項第2号の表の2の項区分欄又は3の項区分欄に定める講習の基準に適合するもの

第5 講習の実施体制

免許本部長は、講習業務の適正な運営を図るため、運転免許本部運転者教育課長を講習計画責任者とし、次に掲げる事務を行わせるものとする。

- 1 関係所属及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 講習用教材等の開発及び点検並びに講習内容の改善に関すること。
- 3 講習実施結果の総括に関すること。
- 4 委託講習者の審査及び指導監督に関すること。
- 5 その他講習業務の適正な運用に関すること。

第6 講習指導員の資格及び要件

免許本部長若しくは島部警察署長が適任と認めた警察職員又は講習規則第7条第2項に掲げる要件を備えた者で、次のいずれにも該当しないものを講習指導員に指定するものとする。

- 1 運転適性指導(法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。)について不正な行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違

反者講習指導員の職を解任された日から起算して2年を経過していない者

- 2 法第117条の2の2第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- 3 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪(前2に規定する罪を除く。)を犯し、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

第7 通知書の送付

- 1 免許本部長は、本講習を受講できる旨の記載がある書面(以下「通知書」という。)を講習対象者に送付するものとする。
- 2 通知書は、普通郵便で送付するものとし、再送付は行わないものとする。

第8 講習の受講手続

- 1 受講申請の受理は、都規則別記様式第16の6の5の2又は別記様式第16の6の6に規定する受講申請書の提出を受け、講習手数料を徴収の上、行うものとする。この場合、講習手数料の取扱いは、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)及び東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)の定めるところにより、その適正を期するものとする。
- 2 講習実施者は、道府県公安委員会の管轄する区域内に住居地がある者が、受講申請書を提出してきた場合は、受講資格を確認した後、講習実施者が講習を受講させることに支障がないと認めるときは、講習を受講させることができる。

第9 講習の内容及び実施方法

講習実施者は、次により講習を実施するものとする。

1 学級編成等

(1) 学級編成の基本

1 学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成することとし、シニア運転者講習における運転適性検査器材による指導及び実車による指導については、1グループ3人以内とすること。

(2) 講習指導員の配置

1 学級につき講習指導員1人を配置することとし、運転適性検査器材による指導及び実車指導による指導については、1グループにつき講習指導員1人が担当すること。

2 講習の方法

講習科目、講習方法、時間割り等は、別表第1の「特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目(簡易講習)」、別表第2の「特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目(シニア運転者2時間講習(75歳未満及び75歳以上))」、別表第3「特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目(シニア運転者3時間講習(75歳以上))」及び別表第4「特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目(シニア運転者2時間講習及びシニア運転者3時間講習の合同講習)」のとおりとし、次に掲げる事項に配意して実施するものとする。

(1) 双方向型講義

双方向型講義においては、加齢に伴う身体的機能の変化についての理解を深めさせるとともに、地域における交通事故実態、改正が行われた道路交通法令及び高齢者の交通事故の特徴と防止策について、教本及び視聴覚教材等を活用し、受講者の交通安全に関する知識及び講習内容の理解度等を個々に確認しながら、分かりやすい講義を行うこと。

(2) 運転適性検査器材による指導

ア 指導方法

次に掲げる運転適性検査器材を使用して、受講者全員に対し検査を行い、検査結果に応じた指導を行うこと。指導に当たっては、他の受講者が測定を行っている時間についても、これを有効に活用した指導に努めること。

(ア) 簡易講習

- a 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器
- b 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器

(イ) シニア運転者2時間講習及びシニア運転者3時間講習共通

- a 動体視力の変化を測定する動体視力検査器
- b 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器
- c 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器

イ 検査結果の取扱いと保存

検査結果は、受講者に通知するとともに、次回の講習の際の指導にも活用できるよう保存に努めること。

(3) 実車による指導(シニア運転者講習のみ実施)

ア 指導場所

コースにおいて行うこと。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合、

又は講習効果が高いと認められる場合には、安全性についての配慮を行った上で、道路その他適切な場所において行うことができる。

イ 使用車両

- (ア) 実車講習は、運転免許(以下「免許」という。)の種類に対応する自動車又は原動機付自転車(以下「原付」という。)を使用すること。ただし、免許の種類に対応する車両がない場合には、次の措置を採ること。
 - a 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許を保有する者は普通自動車を、大型自動二輪車免許の保有者は普通自動二輪車をそれぞれ使用する。
 - b 大型特殊自動車免許の保有者は、四輪運転シミュレーター又は原付を使用する。ただし、やむを得ない場合は、模擬運転装置を使用することができる。
 - c 小型特殊自動車免許のみの保有者又は自動三輪車等限定付普通免許の保有者は、四輪運転シミュレーターを使用する。ただし、やむを得ない場合は、模擬運転装置を使用することができる。
- (イ) 講習で使用する車両(以下「講習用車両」という。)の持込みは、原則として認めないこと。ただし、身体障害者等でやむを得ない事情があり、車両の持込みによる指導を行うことについて他の受講者への支障及び安全性に問題がなく、かつ、車両を持込んだ場合でも、手数料は変わらないことを受講者が了解した場合を除く。
- (ウ) 講習用車両には、講習中である旨を表示する標識を見やすい位置に表示すること。

ウ 実施方法

- (ア) 実車による指導は、高齢者講習実施要綱の制定について(平成10年9月28日通達甲(交. 免本. 管)第21号)第9の6の(3)の規定に準拠して実施すること。
- (イ) 録画器材を使用し、実車による指導の状況を記録すること。

エ 実車の運転に支障がある場合

受講者の体調、技能、降雪等の悪天候等で、実車による指導が困難な場合は、シミュレーターにより代替措置をとるなど、できる限り受講者に運転操作の指導が行えるよう努めること。

3 個人指導等

シニア運転者3時間講習(75歳以上)の受講者を対象に、個人指導及び映像教養を実

施すること。

(1) 個別指導

実車による指導において記録した映像を活用しつつ、双方向型講義の受講状況及び運転適性検査器材による指導状況等を踏まえ、受講者個々の能力等に応じた指導を実施すること。

(2) 映像教養

加齢による身体機能の変化及び危険予測等を内容とする映像教材を視聴させることによる教養を実施すること。

4 75歳以上の受講者に対する講習実施上の留意事項

(1) 認知機能検査の結果に基づく講習の実施

75歳以上の受講者に対する講習においては、認知機能検査の結果に基づく講習を行うこととされており、主としてシニア運転者講習における実車による指導及び個人指導において、これを行うこととなるが、双方向型講義その他の講習においても認知機能検査の結果を踏まえた講習の実施に努めること。

(2) 認知機能検査の結果に関する秘密の厳守

法第108条の2第4項により、高齢者講習の実施の委託を受けた者は、認知機能検査の結果についての秘密義務を負っており、シニア運転者講習においても、これと同様に、他の受講者に認知機能検査の結果が明らかとならないよう言動に留意すること。

特に、実車による指導では、講習内容が異なることから同乗する他の受講者に認知機能検査の結果が明らかに分るような指導とならないよう配慮すること。

5 事故防止

受講者の中には、身体的機能に個人差がみられたり、ペーパードライバーの者もいたりすることから、講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に配慮をさせるとともに、特に二輪車の実車による指導に際しては、ヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させること。

また、二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

なお、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入すること。

第10 講習終了証明書の交付

- 1 講習実施者は、講習者に対し、講習規則別記様式第3号に規定する「特定任意高齢者講習終了証明書」（以下「証明書」という。）を交付するものとする。
- 2 証明書を交付した場合は、別記様式第1号の「特定任意高齢者講習終了証明書交付（受払）簿」に記載し、当該交付状況を明らかにしておくものとする。

第11 講習実施結果の報告及び登録

- 1 免許本部長は、委託講習者に、講習を実施したときは、講習結果を別記様式第2号の「特定任意高齢者講習受講者報告書」により、免許本部長並びに府中試験場長、鮫洲試験場長及び江東試験場長（以下「各試験場長」という。）に速やかに報告させること。
- 2 島部警察署長は、講習を実施したときは、講習結果を別記様式第3号の「特定任意高齢者講習受講者報告書」により、免許本部長（運転者教育課経由、以下同じ。）に通知するとともに、別記様式第4号の「特定任意高齢者講習実施結果通知書」により、毎月の講習実施結果を免許本部長に通知するものとする。
- 3 講習の実施結果の登録

免許本部長又は試験場長は、前1及び2に規定する特定任意高齢者講習受講者報告書により講習の実施結果の報告を受けたときは、運転者管理業務処理要綱の制定について（昭和59年8月20日通達甲（交．免本．管）第16号）に規定する高齢者講習済登録票により確実に登録するものとする。ただし、委託教習者及び島部警察署長から講習結果に関する報告書の提出を受けたときは、高齢者講習済登録票の作成に代えることができる。

別表第1

特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（簡易講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
開講	講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分以上
1 道路交通の現状及び交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度及び各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等 運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度及び実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。 	
2 運転者の心構え及び義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。 	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測、回避方法等		<ul style="list-style-type: none"> ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体的機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続きについて説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 	
4 運転適性についての指導	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心得を指導する。 	30分以上
講習時間合計				60分以上

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表第2

**特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目
(シニア運転者2時間講習(75歳未満及び75歳以上))**

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
開講	講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分以上
1 道路交通の現状及び交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度及び各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等 運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度及び実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。 	
2 運転者の心構え及び義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。 	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測、回避方法等		<ul style="list-style-type: none"> ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体的機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続きについて説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 	
4 運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心得を指導する。 	30分以上
5 運転適性についての指導②	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故及び違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行うこと。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。 ○ 必要に応じて、記録した映像を確認しながら、指導を行うこと。 	60分以上
講習時間合計				120分以上

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

**特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目
(シニア運転者3時間講習(75歳以上))**

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
開講	講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分以上
1 道路交通の現状及び交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度及び各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	○ 実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 事故多発路線、時間帯、事故類型原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度及び実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	
2 運転者の心構え及び義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	
4 運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心得を指導する。	30分以上
5 運転適性についての指導②	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等、録画器材等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、認知機能検査の結果に基づき、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故及び違反に結びつく危険な運転個癖等し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。	60分以上
6 総合的な安全指導	運転行動に関する個別具体的な指導	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	○ 個別指導は1人当たり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。 ○ 実車による指導の状況を記載した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故及び違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘及び指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段や実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。	30分以上
	(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等 (2) 危険予測、回避方法等	映像教養 視聴覚教材等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転適性等についての理解を深めさせる。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	30分以上
講習時間合計				180分以上

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表第4

**特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目
(シニア運転者2時間講習及びシニア運転者3時間講習の合同講習)**

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
開講	講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分以上
1 道路交通の現状及び交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度及び各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度及び実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。 	
2 運転者の心構え及び義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。 	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測、回避方法等		<ul style="list-style-type: none"> ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体的機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続きについて説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法について理解させる。 	
4 運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心得を指導する。 	30分以上
5 運転適性についての指導②	実車による指導	実車による指導 教本、自動車、録画器材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行うこと。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。 ○ 必要に応じて、記録した映像を確認しながら、指導を行うこと。 	60分以上
6 総合的な安全指導	(1) 運転行動に関する個別具体的な指導	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別指導は1人当たり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。 ○ 実車による指導の状況を記載した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故及び違反に結びつく危険な運転個癖等 	30分以上

			を客観的に認識させ、個々具体的に指摘及び指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導をとともに、代替移動手段や実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。	
	(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等 (2) 危険予測、回避方法等	映像教養 視聴覚教材等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転適性等についての理解を深めさせる。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事件事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	30分以上
講習時間合計 (75歳未満及び75歳以上(シニア運転者2時間講習)の講習受講者は、1から5までの受講とし、講習時間は120分以上とする。)				180分以上

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

年 月 日

運転免許本部長
各試験場長 殿

担当者

電話番号

特定任意高齢者講習受講者報告書

講習年月日 年 月 日 教習所名

番号	免許証番号	氏名	生年月日	性別	講習番号	講習種別	講習分類
1			年 月 日	男・女		簡易・シニア	1分類・2分類・3分類
2			年 月 日	男・女		簡易・シニア	1分類・2分類・3分類
3			年 月 日	男・女		簡易・シニア	1分類・2分類・3分類
4			年 月 日	男・女		簡易・シニア	1分類・2分類・3分類
5			年 月 日	男・女		簡易・シニア	1分類・2分類・3分類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

運 転 免 許 本 部 長 殿

警 察 署 長

特 定 任 意 高 齢 者 講 習 実 施 結 果 通 知 書 (月 分)

		講 習 別 実 施 回 数 ・ 受 講 者 数												
実 施 月 日	講 習 区 分	シ ニ ア 運 転 者 講 習										簡 易 講 習		備 考
	車 両 別	四 輪		二 輪		原 付		そ の 他		計		75歳未満	75歳以上	
		2時間	3時間	2時間	3時間	2時間	3時間	2時間	3時間	2時間	3時間			
	実 施 回 数													
	受 講 者 数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	実 施 回 数													
	受 講 者 数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	実 施 回 数													
	受 講 者 数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	実 施 回 数													
	受 講 者 数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	実 施 回 数													
	受 講 者 数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	実 施 回 数													
	受 講 者 数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	

合 計	実 施 回 数													
	受 講 者 数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	

注 1 実 施 回 数 欄 は、そ の 日 に 実 施 し た 回 数 を 記 入 す る こ と。

2 () 内 は、女 性 の う ち 数 を 記 入 す る こ と。

備 考 用 紙 の 大 き さ は、日 本 工 業 規 格 A 4 と す る。